

令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜
受検にあたってのお願い（一般選抜）

令和4年2月
新潟県教育委員会

令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜一般選抜を受検する皆さん及び保護者の皆様には、受検にあたり、次の4点について留意するようお願いいたします。

1 医療機関での受診

検査日の2週間程度前から発熱・せき等の症状がある者は、あらかじめ医療機関での受診を行ってください。また、検査日の7日程度前から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認してください。

2 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒・せきエチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけてください。

3 検査当日について

(1)「健康状態チェックリスト」の持参

検査当日朝に自宅で検温してください。また、「健康状態チェックリスト」により、健康状態を確認するとともに、必要事項を記入し、受検票とともに持参してください。

発熱・せき等の症状により欠席しても、追検査や特別追検査により受検機会を確保しますので、無理に受検をしないでください。

(2) マスクの着用

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査会場では、昼食時以外は、常に着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと。不織布マスクを推奨。）してください。なお、マスクは文字（企業のロゴを除く）の書かれていないものとしてください。

(3) 休憩時間

休憩時間等における他者との接触、会話を極力控えてください。特に昼食時はマスクを外すことから、会話をしないようにしてください。

(4) 受検の中止

検査開始後に、受検者から発熱・せき等、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状の申し出があった場合や、せき等の症状が他の受検者に影響があると志願先高等学校長が判断した場合、当該受検者の受検を中止させることがあります。

(5) 服装

検査当日、受検会場の換気のため窓の開放等を行うため、防寒対策をしてください。ただし、特別な事情がある場合を除き、検査時は、マフラーや手袋、ひざ掛けを使用することはできません。コート等をひざ掛け代わりに使用することも認めません。

4 合格者の発表

合格者の発表は、各高等学校での掲示に加えて県教育委員会ホームページでも行うことから、保護者等の来校を最小限に控えてください。

令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜における
新型コロナウイルス感染症対応Q & A（一般選抜）

令和4年2月10日時点

Q1：受検会場ではどのような感染症対策を行いますか。

A1：

- (1) 学力検査等当日「健康状態チェックリスト」で体調を確認した上で受検してもらいます。
 - ・当日37.5℃以上の発熱やせき等、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合は受検できません。
- (2) 休憩時間に窓を開放するなど、受検会場の換気に留意します。
 - ・室温が低くなることに備え、防寒対策をしてください。ただし、特別な事情がある場合を除き、検査時は、マフラーや手袋、ひざ掛けを使用することはできません。コート等をひざ掛け代わりに使用することも認めません。
- (3) 受検会場では、屋食時を除き、常時マスクの着用を義務付けます。
 - ・マスクは鼻と口の両方を確実に覆うように着用してください。不織布マスクを推奨します。
- (4) 受検会場では、こまめに手指消毒できるよう、アルコール製剤を用意します。

Q2：新型コロナウイルスの陽性者となった場合、受検はどのようになりますか。

A2：

- (1) 新型コロナウイルスの陽性者となり、3月3日・4日の一般選抜本検査当日において入院中又は自宅等で療養中の者は、受検できません。
- (2) 入院又は療養期間を終えた者は、3月8日・9日の一般選抜追検査を受検できます。
- (3) 入院又は療養期間を終えなかったことにより一般選抜追検査を受検できなかった者は、3月22日の一般選抜特別追検査を受検できます。

Q3：新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者となった場合、受検はどのようになりますか。

A3：

- (1) 自宅待機期間中に「健康状態チェックリスト」のA欄またはB欄に1つでも該当する症状があった者は、3月3日・4日の一般選抜本検査を受検できません。この場合、「かかりつけ医」、「新潟県新型コロナ受診・相談センター」又は保健所に相談の上、医療機関を受診してください。
新潟県新型コロナ受診・相談センター窓口 TEL：025-256-8275, 385-7541, 385-7634
- (2) (1)の場合、受診・検査の上、自宅待機期間を終えた者は、3月8日・9日の一般選抜追検査を受検できます。一般選抜追検査を受検できなかった場合は、3月22日の一般選抜特別追検査を受検できます。
- (3) 自宅待機期間中に症状がない者（以下「無症状濃厚接触者」という。）は、次の要件をすべて満たす場合は、志願先高等学校の別室で受検できます。要件を満たさず受検できなかった場合は、3月8日・9日の一般選抜追検査の受検対象となります。

〈無症状濃厚接触者の受検要件〉

※ この欄は、後日、更新します。

行政検査（保健所が実施するPCR検査等）の結果が得られない場合（行政検査の対象外となった場合、又は対象となったが結果が判明していない場合）においても、無症状濃厚接触者の受検機会を確保し、安心して受検していただくための受検要件の設定と環境の整備について、県教育委員会が関係機関と調整中です。

受検要件が定まり次第、この欄を更新し、中学校長等に通知するとともに、県教育委員会ホームページにおいて公表します。

Q 4 : 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者となった場合の手続を教えてください。

- (1) 事実が判明したら、中学校長を通じて志願先高等学校長に直ちに連絡し、指示を受けてください。
- (2) 無症状濃厚接触者として別室での受検を希望する場合
中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式6,「令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」63ページ)に必要事項を記入し、志願先高等学校長に申請してください。
- (3) 3月8日・9日の一般選抜追検査や3月22日の一般選抜特別追検査の受検を希望する場合
「令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」の該当ページで確認してください。(一般選抜追検査:14ページ,一般選抜特別追検査:16ページ)

Q 5 : 「健康状態チェックリスト」に該当する項目があった場合、受検はどのようになりますか。

A 5 :

- (1) A欄に1項目以上又はB欄に2項目以上該当
新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われることから、3月3日・4日の一般選抜本検査、3月8日・9日の一般選抜追検査、3月22日の一般選抜特別追検査の、どの検査においても、受検できません。
- (2) B欄に1項目該当
3月3日・4日の一般選抜本検査、3月8日・9日の一般選抜追検査、3月22日の一般選抜特別追検査の、どの検査においても、別室で受検してもらいます。
- (3) (1)により3月3日・4日の一般選抜本検査を受検できなかった場合は、できる限り早く、「かかりつけ医」、「新潟県新型コロナ受診・相談センター」又は保健所に相談の上、医療機関を受診してください。
 - 受診・検査の結果、新型コロナウイルスへの感染が確認されなければ、3月8日・9日の一般選抜追検査を受検できます。
 - 受診・検査の結果、新型コロナウイルスに感染していた者、又は感染していても症状が治まらなかったことにより3月8日・9日の一般選抜追検査を受検できなかった者は、3月22日の一般選抜特別追検査を受検できます。
- (4) (1)により3月8日・9日の一般選抜追検査を受検できなかった場合は、3月22日の一般選抜特別追検査の受検対象となります。
- (5) (1)により3月22日の一般選抜特別追検査を受検できなかった場合は、追加の検査を実施しますが、特別追検査の追加募集の対象となります。

Q 6 : 受検の途中で発熱・せきなどの症状を発症した場合、受検はどのようになりますか。

A 6 :

- (1) 受検の途中でも、次の場合は、高等学校長の判断で受検を中止することがあります。
 - 受検者から、発熱・せきなどの新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状の申出があった場合。
 - せきなど新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状が、他の受検者に影響を及ぼすと、高等学校長が判断した場合。
- (2) (1)により受検を中止した場合の取扱い
 - 3月3日・4日の一般選抜本検査
 - ・ 3月8日・9日の一般選抜追検査において、本検査で受検していない検査教科(面接等含む)を別室で受検することができます。なお、検査時間中に受検を中止した場合は、その検査教科は受検したものとして取り扱います。
 - 3月8日・9日の一般選抜追検査及び3月22日の一般選抜特別追検査
 - ・ 追加の検査は実施しませんが、受検した検査がある場合は、選抜の対象とします。
- (3) (2)の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状により高等学校長が判断して受検の中止させた場合にのみ適用し、その他の理由による受検の中止には適用しません。

Q 7 : 学力検査等当日に自分の中学校が臨時休業中であっても受検できますか。

A 7 :

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者となっていない限り、通常どおり受検できます。

Q8：インフルエンザに罹患した場合、受検はどのようになりますか。

A8：

- (1) 3月3日・4日の一般選抜本検査は受検できません。3月8日・9日の一般選抜追検査の受検対象となります。
- (2) 3月8日・9日の一般選抜追検査及び3月22日の一般選抜特別追検査においては、「健康状態チェックリスト」のA欄に1項目以上又はB欄に2項目以上該当がなければ、別室で受検できます。

Q9：3月8日・9日の一般選抜追検査は、新型コロナウイルス関連以外の理由でも受検できますか。

A9：

一般選抜追検査は、新型コロナウイルス関連だけでなく、インフルエンザ等の感染症や負傷などのやむを得ない事情により3月3日・4日の一般選抜本検査を欠席した者が対象になります。

なお、一般選抜本検査の受検者と一般選抜追検査の受検者を合わせて選抜し、3月11日に合格者を発表します。

Q10：3月22日の特別追検査は、新型コロナウイルス関連以外の理由でも受検できますか。

A10：

特別追検査の対象者は、新型コロナウイルス関連の理由のみです。具体的には次の(7)～(I)のいずれかの理由により、3月3日・4日の一般選抜本検査と3月8日・9日の一般選抜追検査のいずれも受検できなかった者のみが対象となります。

- (7) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中であったこと。
- (I) 保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請され、かつ症状があったこと。
- (7) 入学者選抜に伴い一時帰国又は本帰国をし、日本入国後14日（又は厚生労働省等が別に定めた期間）以内であったこと。
- (I) 検査当日において、「健康状態チェックリスト」のA欄に1項目以上又はB欄に2項目以上該当する項目があったこと。

なお、特別追検査の募集人数は、「令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」16ページに記載のとおりです。

Q11：3月22日の特別追検査を受検して不合格となった場合や、特別追検査の受検対象となったが受検できなかった場合、さらに受検機会はありますか。

A11：

特別追検査を受検して不合格であった者、又は特別追検査の受検対象となったが、Q10の(7)、(I)、(I)のいずれかにより特別追検査を受検できなかった者で、いずれの公立高等学校及び私立高等学校にも合格していない者を対象に、特別追検査の追加募集を行います。詳細は「令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜実施要項」の17ページを参照してください。

「令和4年度新潟県公立高等学校入学者選抜実施要項」は、令和3年10月に各中学校等に配付済みです。また、県教育委員会ホームページにおいても公表しています。

県教育委員会ホームページ：

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>

令和4年度 新潟県公立高等学校入学者選抜
健康状態チェックリスト（本検査）

【受検者は、入学者選抜検査当日朝に記入し、受検票とともに持参してください。】

記入日	令和 年 月 日
受検番号	番
氏名	
出身中学校	立 学校
保護者氏名	（自署）

※ 志願者が満20歳以上の場合は、保護者氏名の記入を不要とします。

■ 入学者選抜検査当日朝の検温結果を記入してください。

検査当日朝の体温	. °C
----------	------

■ 健康状態を確認し、「いいえ」または「はい」を○で囲んでください。

A	発熱の症状がある（検査当日朝の体温が37.5℃以上）	いいえ	はい
	息苦しさ（呼吸困難）がある	いいえ	はい
	強いだるさ（倦怠感）がある	いいえ	はい
B	味を感じない（味覚障害がある）	いいえ	はい
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）	いいえ	はい
	咳の症状が続いている	いいえ	はい
	咽頭痛（のどの痛み）が続いている	いいえ	はい
	下痢をしている（持病や食あたりなどを除く）	いいえ	はい
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触（1m程度以内で15分以上接触）がある	いいえ	はい

◎ A欄に1つ以上又はB欄に2つ以上該当する項目がある場合は、他の受検者や監督者等の安全確保のため受検できませんが、追検査の対象となります。保護者が中学校長に連絡し、検査当日の午前10時までに中学校長から志願先高等学校に連絡してください。

◎ B欄に1つ該当する項目がある場合は、別室での受検となります。事前の連絡は不要ですが、受検会場において職員の指示に従ってください。

※ 高等学校使用欄